

公 示 日:2025 年 12 月 11 日(水)

調達管理番号:24a00857

国 名:スリランカ

担 当 部 署:南アジア部南アジア第三課

調 達 件 名:スリランカ国高齢者の地域生活を支える施設及び人材にかかる情報収集・確認調査(高齢者政策・高齢者福祉)

適用される契約約款

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 高齢者政策・高齢者福祉
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類: 調査業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間: 2025 年1月下旬から 2025 年 3 月上旬
- (2) 業務人月: 1.23
- (3) 業務日数: 

準備業務	現地業務	整理業務
3 日	25 日	5 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数: 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数: 1 部
- (3) 提 出 期 限: 2024 年 12 月 25 日(水)(12 時まで)
- (4) 提 出 方 法: 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。( <https://partner.jica.go.jp/> )

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

( [https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf) )

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024 年 10 月追記版)」の「別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知:2025 年 1 月 10 日(金)までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め:2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>)のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等:
    - ① 業務実施の基本方針 16 点
    - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
  - (2) 業務従事者の経験能力等:
    - ① 類似業務の経験 40 点
    - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
    - ③ 語学力 16 点
    - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	高齢者政策／福祉に係る各種調査
対象国及び類似地域	スリランカ及び全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等:特になし
- (2) 必要予防接種:特になし

## 6. 業務の背景

スリランカ民主社会主義共和国(以下、「スリランカ」)では、近年高齢化が急速に進み、南アジア地域で最も高い高齢化率となっている。スリランカ政府によると、2023年のスリランカの高齢者(60歳以上)の人口は約370万人で、総人口(約2204万人、スリランカ中央銀行)の17%を占めており、2045年までに21%に増加すると予測されている。これに伴い、高齢者が地域において心身ともに健康的な生活を続けるための医療的ケアや介護の面でのサポートの必要性が急速に高まっている。

スリランカ政府は、2000年に制定された高齢者権利保護法第9号に基づき、高齢者問題を包括的かつ専門的に扱える組織として国家高齢者評議会及び国家高齢者事務局を設立したほか、高齢者にかかる国家政策方針(2006年)に基づき、低所得層の高齢者を対象として生活保護給付金の支給、福祉用具の提供、老人ホームへの補助金、高齢者IDの普及、高齢者グループやデイケア施設設置の推進、老年期医療の専門医や介護士の育成等に取り組むことを掲げている。2017年に策定された国家高齢者保健政策でも、保健サービス提供体制の強化やセクター横断的な調整、サービスを公平かつ包括的に提供するための施設整備や人材育成を掲げているが、質・量共に十分なサービスが行き届いていない。また、2024年9月に誕生した新政府も、引き続き高齢者が心身ともに健康に過ごせるような医療や介護等の充実を重点項目に掲げている。

スリランカの高齢化対策として、JICAは2020年1月から2021年5月にかけて「高齢化セクター情報収集・確認調査」を実施し、同セクターの課題と、我が国及び各国国際機関の高齢化に対する取り組み状況等を包括的に確認した。次いで2022年2月3日から2025年2月2日まで3年間の計画で技術協力プロジェクト「コミュニティにおける高齢者向けサービス運営能力強化プロジェクト」を実施し、西部州とウバ州のパイロットサイトにおいて、高齢者を対象とするコミュニティでの医療・社会サービス提供モデルの構築に取り組んでいる。同プロジェクトでは、保健省及び国家高齢者事務局が実施機関として中央レベルでの調整を行うことに加え、パイロットサイトの保健・医療・社会サービス関係機関が連携しながら、地域のニーズに応じて、地域のリソースを使って高齢者の健康や社会参加促進につながる活動を実施している。しかしなが

ら、今後住み慣れた自宅のある地域で生活を続ける高齢者数が増加していくと考えられるものの、現状としては病後の回復期や、身体機能の衰えによって介護が必要となった場合に、誰もが必要なケアを受けられる設備や体制は整っていない。特に、インフラや人材が比較的揃い易い都市部と比べて、地方部ではもともとの医療・社会サービス提供体制の脆弱さや道路・交通の不便さもあり、適切な社会サービスが受けにくい厳しい状況がある。社会サービスが届きにくい分の負担は家族が担わねばならず、介護のために仕事を続けられなくなると家計への影響は深刻である。地方部では産業が少なく、所得の低い家庭が多いため、家族の介護によって貧困を助長する事態を招く可能性もある。

スリランカ政府はこのような課題に対応するために、保健省作成の高齢者保健ケア提供計画において、様々な事情から十分に利用されていない基幹病院や郡病院を対象とし、疾病治療後に退院に向けたリハビリテーション等を行う中間ケアセンター(Intermediate Care Centre)に転換する計画を策定したが、この実施状況は不明である。また、高齢者が日中過ごすことのできるデイケアセンターも設置されてきているが、その機能や勤務する人材については情報が少なく、不明な点が多い。

本調査は、スリランカにおいて高齢者が地域で必要な支援を受けながら生活するために、それをサポートする体制・施設や人材の状況等について先述の「高齢化セクター情報収集・確認調査」で得られている該当の情報を更新しつつ、地方部における高齢者への対応状況を含めて、今後の JICA の協力の方向性を検討するうえで必要となる情報を収集することを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、JICA 南アジア部・人間開発部・スリランカ事務所等と協議しつつ、スリランカにおいて高齢者が必要な支援を受けながら地域生活を送るための政策や施設、支援サービス等について、現状や実施体制に係る以下の情報の収集・整理を行い、課題を抽出するとともに、日本や他の途上国の地域ケアにおける課題解決の経験を踏まえた上記課題への対応案を提言する。

具体的な担当事項は次のとおりとする。

### (1) 準備業務(2025年1月下旬)

- ① スリランカの高齢化対策に係る既存の情報及びこれまでの我が国の協力内容を把握(関連報告書等の資料・情報を整理・分析)の上、現地調査で収集

すべき情報を検討し、調査項目案(調査先、期間を含む)、業務計画、報告書目次案、スリランカ側関係機関等に対する質問票案(英文)を作成する。作成した上記書類は、現地派遣前に JICA に提出する。

- ② JICA 関係部との現地調査前打ち合わせを実施し、現地における業務内容を確認する。

(2) 現地業務(2025 年 1 月下旬～2025 年 2 月下旬)

- ① JICA スリランカ事務所等との打合せに参加し、調査計画について説明を行う。
- ② スリランカ側関係者(関係省庁、地方行政機関、医療施設や高齢者関連施設運営主体等)および他援助機関との協議及び現地調査を実施する。
- ③ 担当分野に係る情報や資料を収集し、現状を把握し、課題を整理・分析する。具体的には以下のとおり。なお、調査にあたっては、高齢者が受けられるサービス等にかかるジェンダー格差の有無にも留意して、現状を確認することとする。

1) 高齢者の中間ケアにかかる現状と課題

- 中間ケアにかかる関連法規、実施方針・計画、実施内容、実施体制
- 中間ケアセンター整備計画にかかる政府方針、関連法規、予算、計画の進捗状況と今後の整備計画
- 保健省と各州担当局(保健局や社会福祉局等)との中間ケアセンター整備にかかる調整状況
- 中間ケアセンターの病院設備・機能、運営・管理体制、利用状況
- 中間ケアセンターにおける必要な人材とその育成・配置状況
- 中間ケアセンターの効果にかかるデータや情報の収集

2) 高齢者の地域ケアにかかる施設(特にデイケアセンター、デイアクティビティセンター等の通所施設)の現状と課題

- 設置にかかる政策・方針、関連法規、予算措置、監理体制
- 所在地、設置数(公的・民間)、政府登録数、全体の利用者数、利用者負担額、利用方法
- デイケアセンターのうち、公的施設の運営状況、予算、サービス内容、勤務する人材の資格や経験、人材の配置・充足状況、課題

3) 他援助機関等による高齢者関連施設及び人材育成にかかる支援状況

- WHO、WB、ADB 等の主要な開発パートナーによる同分野への協力方針、協力の現状と今後の計画の詳細(既存及び新規プロジェクトの内容、実

施時期、支援対象地域／病院／施設(デイケアセンター等通所施設を含む)、施設改修等の内容、人材育成の対象・規模・時期、等)

4) 地方部(北部州または東部州)における高齢者の生活と支援状況(対象とする州及び郡は JICA にて選定し、契約時までには提示予定)

- 調査対象地域(州レベル)における高齢者の地域ケアに関わる機関や仕組みの全体像の把握
- 調査対象地域 1 カ所(郡レベルを想定)の高齢者の地域ケアに係る公的サービスの提供体制・人員配置、サービスの利用状況、デイケアセンター等の施設(民間含む)の整備・運営状況、利用状況
- 調査対象地域における高齢者の生活及び支援状況の実態にかかる事例調査(子供と同居、高齢夫婦のみ、独居の各形態 3~4世帯、計 10 世帯程度からの聞き取りによる情報収集を想定:高齢者の日常生活、家計、仕事、医療や福祉等の公的サービス受給、住宅事情、日用品の買い物、外出範囲等)。調査対象世帯は当該地域の政府機関が選定予定。対象とする高齢者は、①歩行可能だが外出時には介助や見守りを必要とする、②歩行困難で車いす等を使用、③ほぼ寝たきり、のいずれかの状況にある高齢者とする(できるかぎり状況の異なる高齢者を対象とすることを想定)。
- 事例調査対象地域の高齢者の地域生活を支える人材(行政官や保健関連人材: Medical Officer of Health・Public Health Nursing Officers・Elder's Right Promotion Officers・Development Officers 等)が実際に担っている業務の内容・範囲、支援対象者(高齢者支援に加えて障害者等他の支援業務の実態の確認)、役割分担と協働の実態
- 事例調査対象地域における地域の高齢者委員会(Elder Committees)等、地域住民による共助活動の状況

5) 高齢者の地域生活を支えるための施設や人材育成にかかる課題の整理と提言

- 高齢者の中間ケアやデイサービス等地域ケアの拡充・強化のために必要な施設面・人材面それぞれでの対応状況と課題の整理、課題にかかる今後の対応の見通し(他ドナーによる対応含む)
- 上記に関して、特に地方部特有の課題の抽出・整理
- 日本や他の途上国における地域ケアにかかる課題解決の経験を踏まえ

た上記課題への対応策の提言(類似の課題解決の事例の紹介を含む)

(3)整理業務(2025年2月下旬~2025年3月上旬)

- ① 現地調査結果と課題・提言を整理する。
- ② JICA 関係部に帰国報告を行う。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書(和文)

2025年3月4日(火)までに提出。

調査結果に係る報告書(和文)を添付し、電子データをもって提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年10月追記版))」(以下同じ)の「XI. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年1月31日~2月24日を予定しています。

JICA 職員等が調査に参画する可能性があります。全日程同行することはありません。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

## ② 現地での業務体制

・単独で調査を実施しますが、上記①に記載のとおり、一部の期間に JICA 職員等が調査に参团する可能性があります(未定)。

・また、円滑な現地調査実施のため、JICA 事務所が主にスリランカ側関係機関との調整を行う現地コンサルタントを備上予定です。北部州または東部州の現地調査には通訳(タミル語-英語)が同行します。

## ③ 便宜供与内容

JICA スリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎:あり

イ) 宿舎手配:なし

ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗する可能性があります。)

エ) 通訳備上:あり(タミル語-英語)(北部州または東部州の現地調査期間のみ)

オ) 現地日程のアレンジ:なし。本調査の実施に際しての関係機関との必要なアポイントメントの取り付けは、原則コンサルタントが行うことを前提としますが、調査開始時において、JICA スリランカ事務所は、主たる関係機関である保健・マスメディア省及び国家高齢者事務局に調査内容・実施スケジュールを通知し調査協力を依頼するとともに、必要に応じ、同省・同事務局及びその他関係機関との初回のアポイントメントの取り付けを行い、円滑な調査実施の協力を行います。また、スリランカ側関係機関との調整や特に地方部の調査の円滑な実施のため、JICA 事務所が現地コンサルタントとの契約を実施予定です(調査全期間)。

カ) 執務スペースの提供:なし

## (2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 南アジア部南アジア第三課から配付しますので、4rtd3@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- 「Data Collection Survey on Intermediate Care of Elderly Persons」(2019年)

② 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館で公開されています。

- 「スリランカ国高齢化セクター情報収集・確認調査ファイナル・レポート」

(2021 年)

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000045949>

③ 実施中の技術協力プロジェクト「コミュニティにおける高齢者向けサービス運営能力強化プロジェクト」の事前評価表及びニュースレターが、以下のサイトで公開されています。

- [事業事前評価表](#)
- ニュースレター(No.1～No.8)  
[Newsletter | Technical Cooperation Projects | JICA](#)
- ニュースレター(No.9～No.10) (ODA 見える化サイト)

[Project to strengthen the capacity to operate services for the elderly in the community | ODA Project Website](#)

### (3)その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。  
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることがで

きない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上